

住宅リフォーム事業者団体登録制度に おける各団体の取組み

令和6年12月時点

一般社団法人JBN・全国工務店協会

0.団体概要(組織体制)

- ・名称 一般社団法人JBN・全国工務店協会
- ・設立年月日 平成20年8月28日
- ・初回登録年月日 平成29年11月9日
- ・所在地 東京都中央区八丁堀3-4-10
京橋北見ビル東館6階
- ・連絡先 TEL:03-5540-6678
- ・主に請け負う工事
マンションの共用部分の修繕
構造・防水を含む戸建のリフォーム工事
住宅の内装・設備工事

- ・団体への入会基準
次に掲げる者のいずれかに該当すること。
 - ①JBNの第1種正会員または第3種正会員である者
 - ②第2種正会員のうち、住宅リフォーム工事の種類に応じた資格を有する者が常勤すること、若しくはその他の住宅リフォーム事業を適正に行うことが認められる者。
 - ③建設事業者会員

<団体概要>

(一社)JBN・全国工務店協会は、地域工務店の支援サポートを行うため設立された団体で現在約3,000社の地域工務店と関連事業者が会員となっています。高い基準の新築住宅、性能向上リフォーム、リノベーション等、消費者により良い住環境を供給するためJBN会員は、様々な研修会を受講しています。地域を支えることが、地域工務店の役割の1つであり、JBN会員は災害時に応急仮設木造住宅の建設や応急修理等の災害支援も行っています。

1. 構成員に対する研修その他の人材育成



<人材育成計画>

No.	タイトル	概要	開催頻度
1	義務講習	リフォーム事業者団体の構成員として業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行うなど、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るため、構成員は必ず受講する講習。	入会時受講義務(WEB研修)
2	推奨講習	スキルアップになる受講を奨める講習	
		<ul style="list-style-type: none"> ・〈住宅リフォームエキスパート〉増改築相談員研修 ・マンションリフォーム活性化講習 ・既存住宅の省エネ改修ガイドライン講習 ・『リフォーム現場のトラブル回避と対応』講習会 ・『工務店が行う性能向上リフォーム、維持管理計画』講習会 ・『雨水浸入事故事例と対策』セミナー など 	

2.相談窓口の体制等

・連絡先

03-6280-3375

・対応時間

10:00～12:00／13:00～17:00(土・日・祝日を除く)

・相談窓口の体制

- ・JBN事務局が消費者からの相談を直接受け付ける。
- ・消費者の疑問や相談を整理し正確に記録する。
- ・必要に応じて構成員に対応を要請する。
- ・相談窓口でトラブルの調停は行わず、紛争の解決の手段として「住まいるダイヤル」や「住宅紛争審査会」をお知らせする。

3. 構成員の状況

<構成員の状況>

- ・構成員の数 1625社
(令和6年8月5日時点)

・構成員の受けている許可等

建設業許可

一級建築士、二級建築士、木造建築士

一級施工管理技士、二級施工管理技士

石綿作業主任者

石綿含有建材調査者

増改築相談員

宅地建物取引士

など

4. 構成員の業務の適性実施のための取組み



・構成員の行う住宅リフォーム事業に関し、第十二条に掲げる事項を遵守させるための取組みについて記載

入会時にJBNの正会員かつ住宅リフォーム事業者構成員として、JBNが定める順守事項を誓約することを確認している。

各項目は、国交省の住宅リフォーム事業者団体登録規程(国土交通省告示第877号)等にもとづいてJBNの会員規約第12条で規定しているものを、簡略化して示している。

項目のすべてを確認の上で、
会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に☑があることを確認している。

リフォーム登録団体の構成員に受講を義務付けている講習で、
構成員の遵守事項を詳しく解説している。

5. 構成員に関する情報の公表状況

- ・構成員の行う住宅リフォーム工事の実績
- ・団体が行う研修の受講状況
- ・その他の住宅居住者等の利益の保護に資する情報
- ・上記3項目の公表状況

→公表していません。

(参考)その他の取組み

住宅月間中央イベント等に出展し、住宅リフォーム事業者団体登録制度や地域工務店ならではの性能向上リフォーム改修工事などについて紹介しています。

住宅リフォーム事業者団体登録制度とは？



安心
リフォーム
の証！

このマークは、国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」で登録された優良な団体とその団体の構成員であるリフォーム事業者だけが使用できるマークです。

団体に所属している事業者を選ぶ 安心の4つの理由

理由1 登録団体の実施する講習等の研修を受けています

構成員事業者は登録団体の実施するコンプライアンス研修や技術講習等の研修を受けています。

理由2 トラブルなどの相談ができます

登録団体は、相談窓口を設けて、構成員事業者の行ったリフォーム等に関する消費者からの相談に対応し、構成員事業者に対して必要な指導等を行います。

理由3 万が一のときに備えた保険制度

構成員事業者は、契約時に必要な書面を交付し、一定額以上の工事では瑕疵保険に加入します*。
(※注文書があらわしの場合に不具合の責任を負っている場合を除く)

理由4 リフォーム工事にかかる書面の交付

構成員事業者はリフォーム工事を請け負う際に請負契約書及び内訳を明確に記載した見積書を交付します。

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」は、消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省によって創設された制度です。JBN・工務店協会は平成29年11月9日付けにて、登録住宅リフォーム事業者団体として登録されています。

工務店
ならではの

リフォーム 改修工事



改修しようとしている住宅がどのような性能なのか、総合的に判断し、必要な改修を行うことで、より高い性能が確保されることにつながっていきます。

建設時期から類推される構造や断熱、床下や小屋裏の躯体の状況など、家全体の「健康状態」を把握することで、より効果的な解決や、バランスのいい改修につながります。

耐震改修

1981年以前に建てられた木造住宅では耐震性能の不足なものも少なくありません。蟻害や腐朽による軸組の損傷など、耐震性能の低下も考えられます。



壁配置のバランスを考慮し、1階水廻りや廊下、収納など、仕上げの復旧しやすい小部屋部分を補強して、1階の倒壊を防ぐ実践的な耐震改修も効果が期待されます。

断熱改修

住宅において居住者の健康を損なうのは、大地震での倒壊だけではなく、ヒートショックなどの温熱性能の不足によるものが少なくありません。



旧省エネ基準、新省エネ基準など、断熱基準が年代ごとに異なります。居室は快適でも一歩下に出ると寒くて困る、などの状況も多くあります。

断熱性・気密性の改善は、家全体の快適性を高めてヒートショックを予防し光熱費を削減します。

バリアフリー改修

バリアフリー改修を考える場合、生活が出来るだけ同一階で完結するような平面計画を検討することが効果的です。



高齢者は在宅時間が長く、特定の部屋や寝室が日常生活の居場所となっていることが多くあることから、日常生活の居場所と水廻りの関係を把握し、機能的な設備と動線を含めたバリアフリー化を行っていく必要があります。